

平成26年10月20日

各 部 室 か い 長 様

財政部長 小 山 秀 昭

## 平成27年度予算編成方針について

### 1 国の動向

わが国の経済は、内閣府がまとめた9月の月例経済報告によると、「景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とし、先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。」としています。

こうした状況のもと、国は、平成26年6月24日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2014」において、地方財政制度については、リーマン・ショック後の危機対応モードから平時モードへの切り替えを進め、歳入については地方税の増収を図るとともに、歳出については、国の取組と基調を合わせ、地方財政計画の計上の見直しを行いつつ、必要な財源を確保するなどメリハリを利かせて重点化・効率化を図るとしています。

なお、消費税率の引き上げについては、本年12月の判断が予定されているほか、社会保障・税一体改革に伴う制度改正等の取扱いや喫緊の課題とされる「人口減少の克服」と「地方の創生」に向けた取り組みなどについては、予算編成過程で検討されることとなっており、地方財政を取り巻く環境は極めて流動的な状況にあります。

### 2 本市の財政状況

本市の財政は、平成25年度の一般会計決算では実質収支の黒字を確保したものの、これは財政調整基金の取崩しによる財源対策があつてのことであり、依然として厳しい財政状況にあることに変わりはありません。

平成27年度においても、国の予算編成や地方交付税の動向が不透明な中、歳入では人口減などに伴う市税収入の減、歳出では扶助費の増加傾向が続くことが想定されるとともに、本年11月から電気料金の値上げが実施されるなど、引き続き、多額の財源不足が見込まれるところです。

そうしたことから、あらためて歳入に見合った歳出が予算の基本であるということ職員全員が認識し、全ての事業について、その必要性の検討を行うなど、真の財政再建に向けた取組が必要です。

### 3 平成27年度の収支見通し

	平成26年度 当初予算	平成27年度 (現時点の試算)	増減額
財源不足額	▲ 9億円	▲ 12億円	▲ 3億円

※試算では、電気料金の値上げ考慮していません。

平成27年度の収支見通しは、平成26年度予算をベースに試算した場合、総務省の概算要求で地方交付税総額が8,400億円の減とされており、その影響などを勘案すると財源不足は平成26年度当初予算に比べ約3億円拡大し、約12億円と見込まれます。

平成26年度予算編成時には、財政調整基金の取崩しといった財源対策により収支均衡予算を編成しましたが、3定補正後の財政調整基金の残高は昨年度よりも1.4億円減の13.1億円となっており、今後、電気料金の値上げや新たな財政需要にも対応していかなければならないことから、引き続き厳しい予算編成となることが見込まれます。

### 4 予算編成の基本的な考え方

以上のような状況等を踏まえ、平成27年度の本市予算編成にあたっては、以下の点を基本的な考えとして予算編成に取り組みます。

- ① 平成27年度は、市長の改選期に当たるため、各種事業の計上に当たっては、行政の継続的な運営上の必要性や執行時期などを勘案し、措置することとする。  
なお、原則として政策予算について、当初予算での計上を保留することとなるが、予算の見積りについては年間予算として作成すること。
- ② 「真の財政再建」に向けて、健全化の取組を継続していく必要があることから、職員一人ひとりが「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを意識し、歳入の確保や経費の節減など、収支改善の取組を引き続き強力に実行することを基本とすること。
- ③ 既存の全ての事務事業について、必要性、有効性を厳しく検証するとともに、行政サービスのコストの低減や質の向上に努め、安易な歳出増とならないよう留意すること。
- ④ 行政評価(事業評価)で評価を受けた事業については、明らかになった課題や評価結果を踏まえ要求すること。
- ⑤ 「第6次小樽市総合計画実施計画」及び「小樽市過疎地域自立促進市町村計画」との整合性に留意すること。

⑥ 現在、国では「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に取り組むため、内閣に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し検討が進められていることから、これらの情報収集に努め、必要な対応を図ること。

なお、人口対策関連事業については、人口対策に与える効果を具体的に示して要求すること。

⑦ 国及び北海道の制度変更などに伴う本市への影響については、現段階で見通すことが困難であることから、現行制度に基づき要求することとするが、制度の変更などが判明したものについては、予算編成過程の中で調整するので、国や北海道の動向を注視し、的確に予算要求に反映させること。

⑧ 予算要求と全体調整

平成27年度予算要求では、各部においては別途通知する予算要求基準額の範囲内での要求を基本とすること。(扶助費の自然増等を除き、原則として平成26年度当初予算の範囲内とする。)

なお、現時点で、消費税率の引き上げをはじめ国の予算編成が地方財政に与える影響の予測が困難であることから、基準額の範囲内であっても予算総額の調整のため査定を行うものとする。

## 5 予算編成日程(予定)

予算要求等の日程については、次のとおりとする。

なお、日程は昨年よりも前倒しとなっているので、十分留意すること。

10月20日	「予算編成方針」通知
10月23日	「予算要求に当たっての基本的事項等について」通知 (予算要求基準額)
11月19日	「経常的経費」要求締切
11月26日	「臨時的経費」要求締切 ※企業会計等は、別途指示
12月中旬	財政部長ヒアリング
1月中旬	市長ヒアリング
2月中旬	予算案確定 ※予算案の公表時に各部毎の要求額を公表する予定です。